

「徳島県における医療費の見通しと適正化に向けた取組み
(医療費に関する方針)」(素案)について

1 改定の趣旨

県民生活の維持向上を確保しながら、「県民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な推進」に関する目標を定め、医療費の伸びの抑制につなげることを目指すものであり、国の「基本方針」に基づき、医療費の見通しと適正化に向けた取組みを盛り込む。

2 取組み期間

平成25年度から平成29年度の5年間。

3 取組みの概要

この「医療費に関する方針」では、医療費の増加を抑えていくためには、若いときからの「生活習慣病の予防対策」や「入院期間の短縮」などが大切であることから、「県民の健康の保持の推進」と、「医療の効率的な提供の推進」を柱とし、それぞれにおける目標を定める。

なお、これらの目標については、「徳島県健康増進計画(健康徳島21(2次))」及び「徳島県保健医療計画(第6次)」との調和が取れたものとする。

(1) 設定する目標

① 県民の健康の保持の推進に関する目標

項 目	平成29年度目標
1) 特定健康診査の受診率	・ 70%以上
2) 特定保健指導の実施率	・ 45%以上
3) メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少率	・ 13%減少

② 医療の効率的な提供の推進に関する目標

項 目	平成29年度目標
1) 平均在院日数の短縮	・ 病床種別毎の全国平均との乖離の縮小幅を設定した上で目標日数を定めることを検討
2) 後発医薬品の使用促進	・ 保険者による「後発医薬品利用差額通知」の拡大 ・ 県立病院における使用拡大など

(2) 取組み期間における医療費の見通し

設定した目標値を踏まえ、5年後における医療費の推計を行う。